

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人真実福祉会の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及びその他理事長が必要と認めた者の報酬・旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定における役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会等の出席)

第3条 理事・監事が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき、その他理事長が必要と認めた者が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員等の弁償費)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事長が必要と認めた者が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 交通費は実費弁償費を支払う。

(監事の弁償費)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況及びを指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費は実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員その他理事長が必要と認めた者が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費及び宿泊費は実費弁償費を支払う。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第8条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の決議を経なければならない。

この規定は平成29年4月1日より施行する。

別表 1

名称	報酬
理事会出席	10,000円
評議員会出席	10,000円
評議員選任、解任委員会	10,000円
理事長が必要と認めた者	10,000円

別表 2

名称	報酬
理事及び評議員	10,000円
評議員選任・解任委員	10,000円
監事	10,000円
理事長が必要と認めた者	10,000円

別表 3

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	実費	10,000円	実費